第七区
川越市
富士見市
第八区
所沢市
ふじみ野市
入間郡
三芳町
別表第一埼玉県第十一区の項から埼玉県第十五区の項までを次のように改める。
第十一区
秩父市
本庄市
深谷市
秩父郡
児玉郡
大里郡
第十二区
熊谷市
行田市
加須市
羽生市
第十三区
久喜市
蓮田市
幸手市
白岡市
北足立郡
南埼玉郡
北葛飾郡
杉戸町
第十四区
草加市
八潮市
三郷市
第十五区
さいたま市
桜区
南区
蕨市
戸田市
別表第一埼玉県第十五区の項の次に次のように加える。
第十六区
さいたま市
岩槻区
春日部市
吉川市
北葛飾郡
松伏町

別表第一千葉県第二区の項を次のように改める。
第二区
千葉市
花見川区
八千代市
別表第一千葉県第四区の項から千葉県第八区の項までを次のように改める。
第四区
市川市
本庁管内
国府台一丁目、国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、国府台六丁目、市川四丁目、真間四丁目、真間五丁目、東菅野四丁目、東菅野五丁目、宮久保一丁目、宮久保二丁目、宮久保三丁目、宮久保四丁目、宮久保五丁目、宮久保六丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、北方町四丁目、国分一丁目、国分二丁目、国分三丁目、国分四丁目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、中国分一丁目、中国分二丁目、中国分三丁目、中国分四丁目、中国分五丁目、北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、北国分四丁目、須和田一丁目、須和田二丁目、稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目、曽谷一丁目、曽谷二丁目、曽谷三丁目、曽谷四丁目、曽谷五丁目、曽谷六丁目、曽谷七丁目、曽谷八丁目、下貝塚一丁目、下貝塚二丁目、下貝塚三丁目、東国分一丁目、東国分二丁目、東国分三丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、堀之内三丁目、堀之内四丁目、堀之内五丁目
大柏出張所管内
船橋市
本庁管内
船橋市西船橋出張所管内
船橋市船橋駅前総合窓口センター管内
第五区
市川市
第四区に属しない区域
浦安市
第六区
松戸市
第七区
野田市
流山市
第八区
柏市
別表第一千葉県第十区の項及び千葉県第十一区の項を次のように改める。
第十区
銚子市
成田市
旭市
匝瑳市
香取市
香取郡